

## 米子高専における課外活動に係る活動方針

令和2年5月 7日制定

令和4年4月22日改定

令和5年3月 6日改定

課外活動については、学校教育の一環として、学生の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学生が各種活動に取り組む契機や人材育成の場として運営されてきた。そして、その教育的意義は高い。

一方で、課外活動を持続的に運営できる体制を整えることは喫緊の課題であり、運営上の工夫を行う必要がある。

上記のような課外活動の意義と、現状認識の下、米子高専における課外活動に係る活動方針を定めることとする。

### 1. 指導・運営に係る体制

- (1) 課外活動の指導教員は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画（含引率計画）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画（含引率計画）を確認することにより、教員・学生の負担が過度にならないよう適宜、指導・是正を行う。
- (3) 校長は、学生や指導教員の負担が過度とならないよう、また教育上の意義を考慮して、参加する大会等を精査する。
- (4) 土曜日および日曜日（以下「週末」）は少なくとも1日を休養日とする。また、大会等の場合を除く週末の活動時間は1日あたり3時間程度とする。
- (5) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (6) 学期中の活動は、授業に支障のない適切な時刻から行うことを可とするが、学生が自主的、自発的に活動を行う場合も、19時までには下校する。
- (7) 活動は合理的、効率的・効果的に行う。

### 2. 指導教員および課外活動指導員、課外活動コーチの職務・指導上の注意事項

- (1) 校長は学内の実態等を考慮し、各団体に適正な数の指導教員（以下、教員）を配置するが、他に課外活動指導員（以下、指導員）と課外活動コーチ（以下、コーチ）を任用することができる。
- (2) 教員は持続可能な課外活動の運営に協力いただく地域の方々との連携を工夫する。
- (3) 課外活動の過度の負担は、学校生活への悪影響を及ぼすことも想定されることから、教員は授業及びそれに関する時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間や活動内容を助言する。
- (4) 教員および指導員、コーチは、課外活動の位置付け、教育的意義、学生の発達の段階に応じた指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、ハラスメ

ント（指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、学生に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、学生の人格若しくは尊厳を害し、又は学生の課外活動環境を害することとなるようなもの）は許されないことを理解し、また遵守する。また、学校が定めるハラスメント防止講習を受講する。

- (5) 指導員とコーチの職務は別に定め、職務に従事するに先立ち、少なくとも年1回、本活動方針とあわせて、教員とともにその内容を確認する。
- (6) (5)の確認が行われた場合、指導員は、学校が許可する対外試合等（練習試合、文化系課外活動の催し物を含む）の単独引率ができる。